

2026 年 1 月 8 日

東京地方検察庁 検察官副検事 [redacted] 殿

(FAX : 03-3592-7211) ([redacted] 号室)

警視庁池袋警察署 担当司法警察官 殿

警視庁池袋警察署 留置係長 殿

被疑者 [redacted]

弁護人 [redacted]

通告書

私は、窃盗被疑事件で警視庁池袋警察署に勾留中の被疑者 [redacted] 氏（以下「[redacted] 氏」といいます。）の弁護人です。[redacted] 氏に対する捜査について、次のとおり通告します。

[redacted] 氏は、検察官・警察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

[redacted] 氏を取調べのために東京地方検察庁に呼び出さないでください。警察署に赴いて、彼の取調べをしないでください。取調べのために彼を房から出さないでください。房から出るように彼を説得しないでください。房から出ないことを理由に、彼に不利益な処遇をしないでください。

なお、証拠品の還付は弁護人が [redacted] 氏から委任を受けています。証拠品を還付するときには弁護人あてに連絡してください。

以上

通告書

私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。

2026 年 1 月 8 日

被疑者 [redacted]